

支援金詳細

働き方改革推進奨励金

県内企業における男女が働きやすい職場づくり、男性の育児休業及び介護休業の取得促進に取り組む中小企業・小規模企業に対して、取組を後押しするため「三重県働き方改革推進奨励金」を支給します。

地域

三重県

支援の種類

給付型（ 1 ）

利用目的

人材育成・雇用

対象

令和6年度または令和5年度に「みえの働き方改革推進企業」登録した中小企業・小規模企業で、その他要件を満たす企業。

公募期間

2024年10月1日～2025年3月31日

上限金額・助成金

男女がともに働きやすい職場づくりの推進：各20万円
男性の育児休業の取得促進：最大30万円
介護休業等の取得促進：最大50万円

給付要件

その他

問合せ先

三重県雇用経済部 雇用対策課
電話：059-224-2454/2465

URL

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700574.htm>